

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	渡 辺 徹
登録番号又は法人番号	1 3 2 4 1 8 3 3
所属する単位会	富山県行政書士会
事務所名称	渡辺徹行政書士事務所
事務所所在地	富山県下新川郡朝日町泊335番地
処分年月日	令和8年1月13日
処分内容（種類）	廃業の勧告（会員の権利の停止を含む）
上記処分をした理由	<p>1. 令和5年10月頃より受任している成年後見業務に伴う各所からの苦情が相次ぎ、当会としてもその間、業務の改善・顧客対応の内容・定期的な報告等の指導を行ったものの一向に解決されず、結果、家庭裁判所から複数の成年後見業務から(実質)解任された他、地域の社会福祉協議会や介護施設等に多大な迷惑をかけることとなった。</p> <p>2. その後、令和7年7月24日付で公益財団法人コスモス成年後見サポートセンターより「退会勧告」の処分を受けたにも関わらず、当該処分への対応も行わず、結果として令和7年10月31日をもって同センターより除名されている。</p> <p>3. その間、幾度となく連絡を取ろうとした委託者(代理人)、役場の担当部署、社会福祉協議会、業務を引き継いだ受託者、当会ともほとんど連絡の取れない状態を続けるなど、業務懈怠の事実は、明らかな法違反であり国家資格者として決して許されるものではないばかりか、著しく行政書士の信用又は品位を害する重大な行為であり、行政書士法第10条及び第13条ほか上記会則に違反すると判断し、綱紀委員会にて審議することを決定。</p> <p>4. 11月17日に開催した綱紀委員会にて今後の対応について協議したところ、既に1年以上に渡り成年後見業務が全くなされていないことを確認。公益財団法人コスモス成年後見サポートセンターからも「除名」処分を受けていることから、「廃業勧告処分」とすることが相当であるとの結論を得た。</p> <p>5. その結果、渡辺会員に対し「廃業の勧告」(会員の権利の停止を含む)処分とする案内と、同時に令和7年11月28日(金)まで反論又は弁明等の機会を与える旨記載の処分(案)を送付した。それでも期日までに本人からは何ら返答等はなかった。</p> <p>6. その後、本件事案を令和7年12月15日開催の理事会にて諮ったところ、原案通り可決したことから、令和7年12月24日付内容証明郵便にて処分内容を通知するとともに令和8年1月9日まで弁明の</p>

	<p>機会を与える旨も列記したが、同日までに何ら弁明・反論の申し出はなく、令和8年1月13日付にて処分を行った。</p> <p>7. なお、本件に関しては富山県に対して措置請求は行っていない。 (R7.2.26 付で提出し、R7.7.11 懲戒処分を行わないとする措置結果を既に受けていることから)</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条 行政書士法第13条 日本行政書士会連合会会則第59条 日本行政書士会連合会会則第60条 日本行政書士会連合会会則第62条 富山県行政書士会会則第51条 富山県行政書士会会則第52条</p>